

学術大会会長選任細則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本アレルギー学会(以下、「この法人」という。)学術大会規程第 3 条の規定に基づき、学術大会会長の選任に関し必要な事項を定める。

(選挙)

第 2 条 学術大会会長は、選挙により 1 名選任する。

(選挙の時期)

第 3 条 この選挙は、当該学術大会開催の 3 年前の社員総会で実施する。但し、理事会が選挙を行うことが困難な状況と判断した場合にはこの限りでない。

(選挙権者)

第 4 条 この選挙の選挙権者は、社員とする。

(被選挙権者)

第 5 条 この選挙の被選挙権者は理事及び代議員とし、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) この法人の役員歴保有者、又は 5 期以上の代議員歴保有者であること
- (2) 学術大会会長に就任した経歴がないこと
- (3) 学術大会会長候補者は、当該大会が終了する時点において、満 65 歳を超えない者とする

(立候補)

第 6 条 学術大会会長選挙に立候補しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに理事会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届(氏名、所属する施設名、生年月日)
- (2) この法人の理事 2 名からの推薦書
- (3) 履歴書・この法人の役員履歴
- (4) 学術大会開催に対する所信(800 字以内)

(立候補者の公示)

第 7 条 理事会は、立候補者が提出した書類に基づき、立候補者を確定し、提出書類の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。

(候補者の推薦)

第 8 条 立候補届出期間内に立候補者が無い場合には、理事会は第 5 条の資格を全て満たす者の中から本人の承諾を得て候補者を推薦することができる。

(選挙方法)

第 9 条 立候補者は、第 3 条の社員総会において、選挙に先立ち学術大会開催に対する所信を述べるものとする。

2 投票は、同条の社員総会出席者(委任状提出者は含めない)による単記無記名投票とする。

(選挙方法の特例)

第 10 条 理事会が前条の所信表明及び選挙を行うことが困難と判断した場合には、理事会は実施日、実施場所および選挙の実施方法等(現地投票または郵送投票等)について決定し、社員に周知することで選挙方法の変更をすることができる。

(開票)

第 11 条 開票は、社員総会議長が指名する社員 2 名、監事 1 名を立会人として社員総会会場隣接の所定の場所で行う。但し、前条が適用された選挙にあつてはこの限りでない。

2 開票作業中に発生した疑義は、立会人が処理する。

(当選者)

第 12 条 当選者は、有効投票数の過半数を獲得した者とする。ただし、有効投票数の過半数を得票した者がいないときは、次項により決定する。

2 得票数の上位 2 名について再度投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。なお得票数が同数のときは、社員総会議長の抽選により決定する。

3 前項において、第 10 条が適用された選挙で、得票数が同数のときは、開票立会人が抽選により決定する。

(当選者の公示)

第 13 条 開票立会人は、選挙の結果をその得票数とともに議長に提出し、議長は社員総会に報告しなければならない。但し、第 10 条が適用された選挙にあつては、選挙結果を理事長に報告し、理事長は社員に報告するものとする。

2 学術大会会長選出結果は社員総会議事録に記載し、速やかに会員に公示する。

3 第 10 条が適用された選挙にあつては、前項における前段の規定はこの限りでない。

(補則)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、学術大会会長の選任について必要な事項は別に定める。

(細則の変更)

第 15 条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会の承認を要する。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人設立時に社団法人日本アレルギー学会学術大会会長に就任している者は、この法人の学術大会会長に就任するものとする。
- 3 第 5 条第 1 号及び第 6 条第 3 号にいう役員歴には、日本アレルギー学会役員歴、社団法人日本アレルギー学会役員歴を含むものとする。
- 4 第 5 条第 1 号にいう代議員歴には、日本アレルギー学会評議員歴、社団法人日本アレルギー学会代議員歴を含むものとする。
- 5 第 5 条第 2 号にいう学術大会会長に就任した経歴には、日本アレルギー学会学術大会会長歴、社団法人日本アレルギー学会学術大会会長歴を含むものとする。

平成 24 年 4 月 1 日 制定

6 この規程は、平成 25 年 11 月 28 日から施行する。(一部改正)

7 この規程は、平成 26 年 5 月 9 日から施行する。(一部改正)

8 この規程は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。(第 5 条の一部改正)

9 この細則は、令和 3 年 6 月 20 から施行する。
(第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の一部改正)